



神奈川県議員

女性のライフステージに沿う支援が必要である。

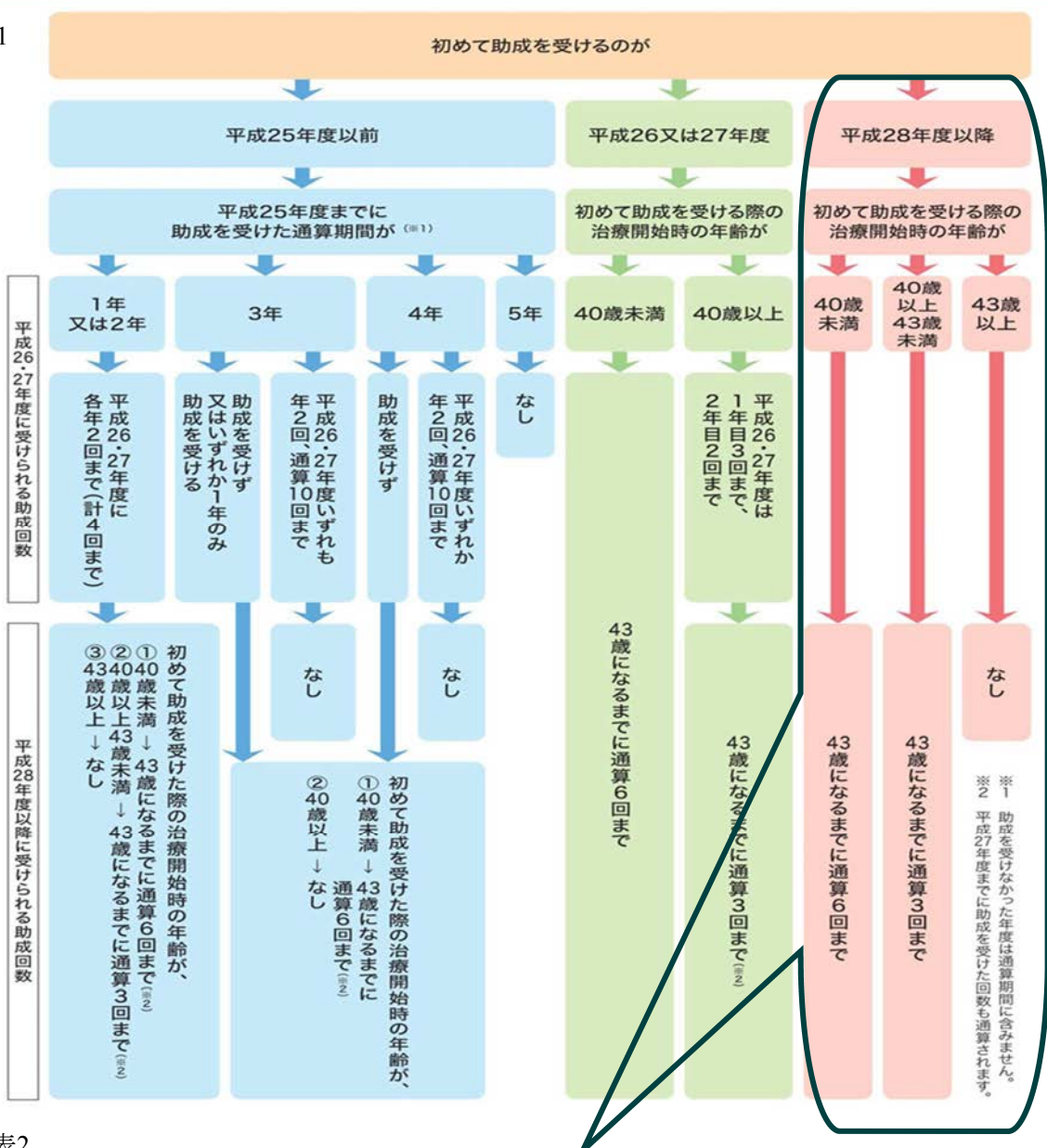
～不妊治療の場合～

◎不妊とは、妊娠を望む健康な男女が避妊をしないで、一定期間妊娠しないものをいいます。日本産科婦人科学会では、この「一定期間」について、「1年というのが一般的である」と定義しています。

●不妊治療への助成の対象範囲が変わりました。下記の早見表をご覧ください。

通算助成回数早見表

表1



★疑問1

治療開始年齢が43歳未満が対象である。単純に年齢で区切ってよいのだろうか？

★疑問2(表2)

新制度において通算助成期間が、「限度なし」になっても、通算回数が減っている現状は、いかがなものか？

★疑問3

助成の限度額は、一回15万円であるが2013年度には凍結胚移植(採卵を伴わないもの)などの給付額が15万円から7.5万円に減額された。いわゆる、支給範囲を縮小する改正がなされた。

★疑問4(表2)

不妊治療のなかで社会保険が適用される治療もあるなか、そもそも人工授精、体外受精および顕微授精を社会保険の対象とすることも検討すべきではないか。

表2

	対象年齢	年間助成回数	通算助成回数	通算助成期間
平成27度以前	限度なし	年間2回 (初年度3回)	通算10回	通算5年
平成28度以降	43歳未満	限度なし	初回40歳未満通算6回 初回43歳未満通算3回	限度なし

5. 5組に、1組
不妊治療

不妊に悩む方への特定治療支援事業の内容とは…

不妊治療の高額な医療費に対して経済的負担の軽減を図るため、配偶者間の体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成する制度です。

1. 助成対象者

- ①治療開始の時点で、法律上の婚姻をしているご夫婦であること。
- ②助成申請の時点で、ご夫婦のいずれか一方が神奈川県内の市町村に住所を有していること。
- ③特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断されたこと。
- ④神奈川県又は全国の都道府県・指定都市・中核市が指定した医療機関において特定不妊治療をしたこと。



2. 助成限度額

一回15万円(凍結胚移植及び採卵したが、卵が得られないため、中止したもの等については、一回7.5万円)

3. 所得制限・・・730万円(夫婦合算の所得額)

4. 問合せ先・・・横浜市(こども家庭課 045-671-3874)



●県では、特定不妊治療を行う方への医療費助成の他下記の各事業に取り組んでいます。

- 「不妊・不育専門相談センター」(H25年度開始)
⇒不妊・不育に悩む方に、産婦人科医、泌尿器科医(男性不妊)、臨床心理士、助産師が相談対応。
- webサイト「丘の上のお医者さん」(H27年度開始)
⇒10代～40代の男女に対して、妊娠・出産についての正しい知識の普及啓発を図る。
- 「出前講座」(H26年度開始)
⇒保健師が学校や企業等へ赴き、妊娠や出産、不妊に関する正しい知識をそこで働く個人に普及するとともにライフプランの作成を提案する。

★上記問合せ先 県(健康増進課 045-210-4786)



★山口ゆう子が思うことは…



- 少子化危機突破のための緊急対策 (国に対して)
少子化危機突破のための緊急対策では、これまでの少子化対策は、「子育て支援」と「働き方改革」を中心に取り組んできており、『子ども・子育て関連3法』の成立や『仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章』の策定などを進めてきたが、待機児童解消や、長時間労働の抑制等をはじめとして更なる強化が必要。
- 不妊治療と就労 (県に対して)
職場の理解を得るための意識改革もいっそう図る必要がある。厚生労働省は、職場での理解を深める為に、事業主に対して不妊治療への理解を呼びかけるリーフレットの配付などを行っている。しかし、働きながら不妊治療を受ける人が増加するなか、事業主に対しての積極的な理解を得られる活動が必要であるが、残念ながら現状、進んでいない。



山口ゆう子

神奈川県議会議員
都筑区選出

- 文教常任委員会
- 三期目
- 都筑区選出
- 岡山県生まれ



事務所

〒224-0041

横浜市都筑区仲町台1-23-13

TEL:045-948-3465

PCアドレス

:change@yuko-

yamaguchi.com

iPadアドレス

:y-yuko@i.softbank.jp



ご相談
ください。

